

身体障害者等が使用する自動車に係る自動車税（種別割・環境性能割）の減免手続きをされた方へ

減免の決定

減免の手続きをされた皆様には、後日「自動車税（種別割）減免決定通知書」を送付します（送付時期は、減免の開始時期により異なります）。当該通知書は、車検を受ける際の納税確認に必要となることがありますので、大切に保管してください。なお、当該通知書は、減免が継続される限り、毎年5月中旬頃に送付する予定です。

今後の手続き

申請した内容に変更がない限り、申請のあった自動車に対する減免は、毎年継続されます。ただし、次に該当する場合は、手続きが必要となりますので、御注意ください。

1. 減免を受ける自動車を変更したい場合

再度申請手続きが必要となります。必要書類を揃えた上で来所してください。なお、減免できる自動車は、障害者一人につき1台（軽自動車の減免を含む。）となります。申請時には、従前減免を受けていた自動車の移転登録（名義変更）又は抹消登録が完了している必要がありますので御注意ください。

2. 運転者が変わった場合（本人運転 ⇄ 家族運転への変更、家族運転・常時介護者運転での運転者変更等）

再度申請手続きが必要となります。必要書類を揃えた上で来所してください。

3. 障害者手帳が新しくなった場合（等級の変更、手帳の再交付等）

新たに交付された手帳に減免受付印を再押印する必要がありますので、手帳【原本】、車検証【写し】（電子車検証の場合は、車検証【写し】と「自動車検査証記録事項」【写し】）、運転者の運転免許証【両面の写し】を持参の上、来所してください。

4. 住所・氏名の変更があった場合

手帳、車検証、運転免許証の住所（氏名）変更手続きを全て済ませた上で、3点の変更後の写しを持参又は郵送で提出してください。なお、電子車検証の場合は、車検証【写し】に加えて「自動車検査証記録事項」【写し】も必要です。

5. 減免車両の登録番号（ナンバー）を変更した場合

手帳に新たな登録番号の記載が必要となりますので、手帳【原本】及び車検証【写し】（電子車検証の場合は、車検証【写し】と「自動車検査証記録事項」【写し】）を持参してください。

※ 必要書類についての詳細は、山梨県自動車税センター（裏面の連絡先）までお問い合わせください。

※ マイナ免許証をお持ちの方は、山梨県自動車税センター（裏面の連絡先）までお問い合わせください。

減免の取消し

減免の要件を満たさなくなった場合には、減免が取消しとなります。次に掲げる事項等に該当することとなった場合には、直ちに山梨県自動車税センターに連絡してください。

- ・自動車障害者のために使用されなくなった場合
（本人運転で、自動車の運転をしなくなった。家族運転・常時介護者運転で、週3日以上送迎をしなくなった。）
- ・家族運転で、障害者と所有者又は運転者が同居しなくなった場合
- ・常時介護者運転で、減免対象の世帯要件を欠いた場合
- ・障害等級に変更があり、減免対象から外れた場合
- ・運転者の運転免許証が失効した（返納を含む。）場合
- ・障害者が県外転居、施設・寄宿舎等へ入所、長期入院した場合
- ・障害者、運転者、納税義務者のいずれかが死亡した場合 等

制度の適正な運用を図るため、減免を受けている全ての方を対象とした実態調査を行っています。調査の結果、減免の要件を欠いていることが判明した場合には、要件を欠いたときに遡って自動車税（種別割）が課税されます。

裏面にも重要なことを記載しています。必ず御確認ください。

減免額

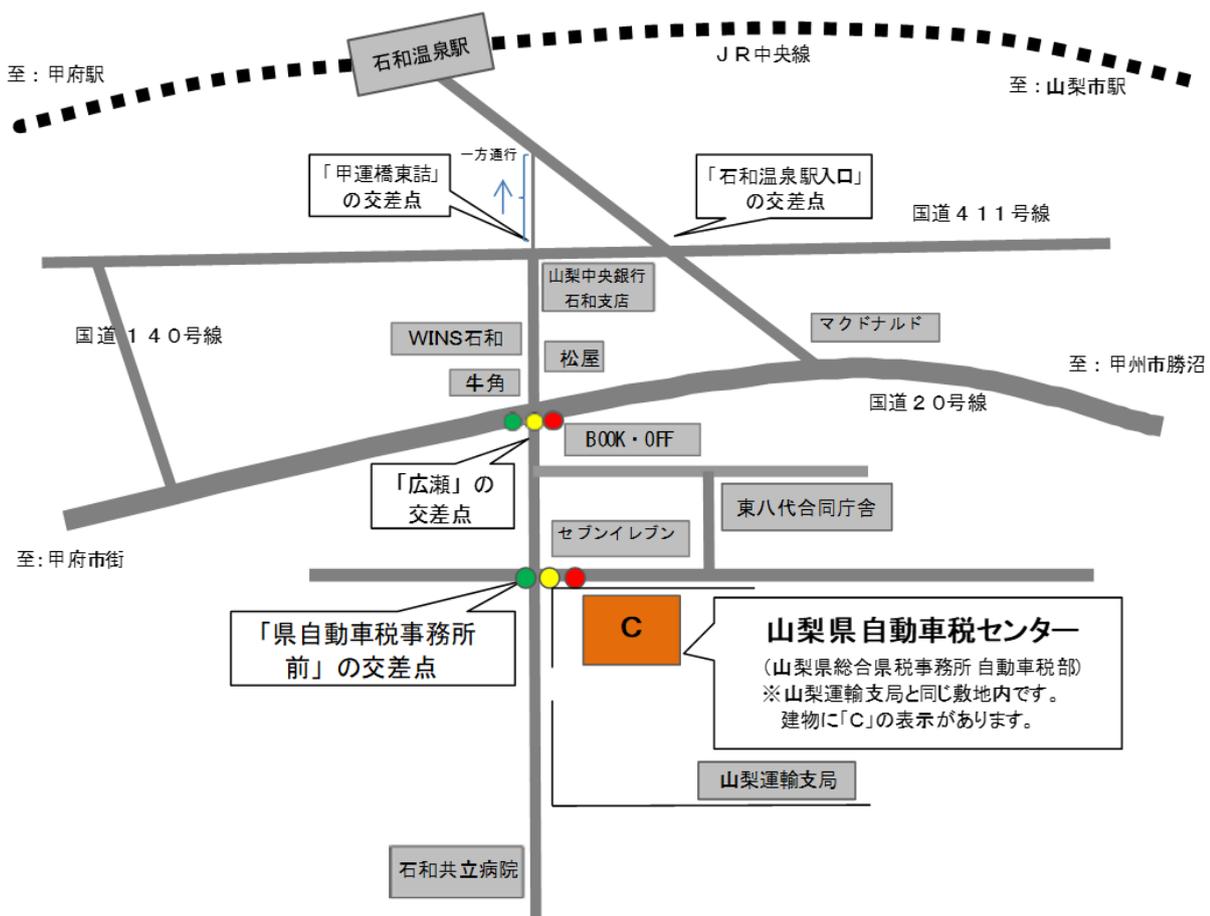
自動車税（種別割）	年税額	<u>上限 45,000 円</u> ※令和元年 10 月 1 日以降新車新規登録の自動車は、 <u>上限 43,500 円</u> ※グリーン化税制による 15%重課の自動車は、 <u>上限 51,700 円</u> （乗用車の場合）
自動車税（環境性能割）	課税標準額	300 万円 （自動車税（環境性能割）の減免を一度受けると、原則 1 年間は受けられません。）

なお、年度中途において減免が決定した場合は、申請日の属する月の翌月以降の月数に応じて、年税額の月割相当額を減免します。

減免決定による自動車税（種別割・環境性能割）の還付

減免の決定により、還付額がある場合には、後日「過誤納金等還付充当通知書」が郵送されます。当該通知書を山梨中央銀行の本店又は支店へ持参し、還付金を受け取ってください。口座への入金を希望され、「県税還付口座振替支払申込書」を提出された方は、当該通知書を受け取った後に、御指定の口座を確認してください。

山梨県自動車税センター案内図



【減免の手続き・お問い合わせ先】

山梨県自動車税センター（山梨県総合県税事務所自動車税部）自動車税課 課税調査担当

〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-4

TEL 055-262-4662 / FAX 055-263-2421

※ 開庁時間：8時30分～17時15分（土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）

C棟 2番窓口